

## 「第一次共産党」史のメタヒストリー

黒川伊織

「第一次共産党」とは、1922年7月に創立され、1924年春に解党したとされる日本共産党を指す呼称として使用されている。しかしながら、この呼称の含意は、この呼称が成立する歴史的な経緯とあわせて、いまだ十分に検討されていないままである。

そこで本稿では、徳田球一の予審訊問（1930年）に端を発する「第一次共産党」という「記憶」が流布してゆく過程を、日本共産党公判闘争（1931年-1932年）に即して跡づけたうえで、敗戦後はじめて合法化された日本共産党が、「第一次共産党」以来の連続性を誇示するべく行った「党創立記念日」確定の過程と、これに連動した「党史」成立の過程を、「記憶」の再構築という視点から整理する。そして、日本共産党第6回全国協議会（1955年）を契機とした党内言論の解放空間の成立と、そこにおいてわきあがった「党史」再検討の動きが解放空間の閉塞化によって途絶する経緯を、「記憶」の神話化という視点から整理する。そのうえで、学問的な「第一次共産党」史という研究領域の成立過程を、党内における「記憶」の神話化が進められる過程との連動に注目しつつ跡づけ、この両者の関係がのちの「第一次共産党」史研究に決定的影響をおよぼしたことを明らかにする。

### はじめに

一般に「第一次共産党」とは、1922年7月に結成され、1924年春に解党した日本共産党を指す呼称として使用されているが、しかしこの「第一次共産党」という把握は自明のものではない。なぜなら、「第二次共産党」なくして「第一次共産党」という把握は成立し得ないからなのである。だが、従来の研究のなかでは、「第一次共産党」という呼称は、そこにはらまれた含意が顧みられることもなく、またその定義もなされないままに流通してきた。そこで、本稿の課題は、「第一次共産党」という呼称の成立事情を明らかにする作業を通じて、1921年あるいは1922年に結成され、1924年春に解党した共産党への視座を再構築することにある。

ところで、「第一次共産党」という呼称の成立事情については、「第一次共産党」につ

いての通史をはじめて著した犬丸義一が、「『第一次共産党』とは、元来3・15、4・16事件の取り調べ中に、司法当局が、再建後の共産党とそれ以前の共産党と区別するために、1924年春に解党した共産党に与えた名称であった。が、被告側ものちに使用できるようになった」と指摘している<sup>1)</sup>。そして犬丸は、「歴史的にも両者『第一次共産党』と再建共産党 — 引用者』はその性格が異なる点が少なくないので、私も、この名称を、歴史研究としても使用することにした」と述べている<sup>2)</sup>。ここで重要なのは、「第一次共産党」という呼称には1924年春解党した共産党と、再建共産党とのちがいが含意されているということ、そして「第一次共産党」という呼称が司法当局による再建共産党の検挙とその取り調べのなかで用いられはじめたとされていることである。

しかしながら、犬丸の指摘に反して、1928年の3・15事件直前から、すでに「第一次共産党」という呼称が一般メディアにおいて使用されていたことから、この把握の成立事情を司法当局による取り調べ過程にのみ求めることはできない。近年、加藤哲郎により、「第一次共産党」=日本共産党の「創立記念日」が「1922年7月15日」と決定される過程についてのメタヒストリー的研究がなされているが<sup>3)</sup>、「第一次共産党」については、このようなメタヒストリー的研究が実証研究を行う前提として、さまざまな角度からなされねばならないのである。

そこで、本稿第1章では、3・15事件（1928年）、4・16事件（1929年）それぞれの予審質問調査や裁判記録あるいは当時の刊行物などから、「第一次共産党」という呼称が使用された例を抽出し、この呼称がいつ頃から、いかなる含意で使用されるようになったのかを明らかにする。と同時に、そこで形成された「第一次共産党」という「記憶」が日本共産党周辺のみならず一般メディアへと流布してゆく過程を、日本共産党公判闘争（1931年～1932年）を通じて跡づける。さらに第2章では、敗戦後をはじめて合法化された日本共産党が、「第一次共産党」以来の連続性を誇示するべく行った「党創立記念日」確定の過程と、これに連動した「党史」成立の過程とを、「記憶」の再構築という視点から整理する。その際に、敗戦後に続々と刊行された「第一次共産党」関係者の自伝・回想録に加えて、近年公開が進んだ戦後再建直後の日本共産党関係資料（『戦後日本共産党関係資料』（不二出版、2008年）、慶応義塾大学図書館所蔵水野津太資料）をも利用することとする。そして第3章では、日本共産党第6回全国協議会（1955年）を契機とした党内言論の解放空間成立と、そこにおいてわきあがった「党史」再検討の動きが解放空間の閉塞化によって途絶する経緯を、「記憶」の神話化という視点から整理する。そのうえで、学問的な「第一次共産党」史という研究領域の成立過程を、党内

における「記憶」の神話化が進められる過程との連動に注目しつつ跡づけ、この両者の関係がのちの「第一次共産党」史研究に決定的影響をおよぼしたことを明らかにする。

## 1. 「記憶」の原点 — 日本共産党公判闘争（1931年～32年） —

### 1.1 「第一次共産党」という把握の起源

1923年6月の第一次共産党事件によって「第一次共産党」の存在が明るみに出たが、これにより堺利彦以下80余名が治安警察法違反で検挙され、うち29名が1924年2月13日付の予審終結決定書によって起訴された<sup>4)</sup>。その公判は1925年4月7日より開始され、8月20日に第一審判決が出されている<sup>5)</sup>。判決文では「元早稲田大学講師佐野学の主唱に基き…（1922年 — 引用者）12月中に至り遂に日本共産党なる秘密結社の成立を見る」とされるが、このようになぜ佐野にすべての責任が帰されたかについては橋浦時雄の証言がある。橋浦は「佐野は事件〔第一次共産党事件〕暴露の責任者で、検挙前早くも一網打尽を覚悟したとき、最大の責任者を佐野に押付け、その代り亡命させろということになった。佐野氏はそんな経緯で立役者に仕立て上げたのです」と語っている<sup>6)</sup>。

つまり、1928年の3・15事件直前の段階で司法当局が認定していた「第一次共産党」成立についての事実関係は、「1922年12月、佐野学が創立」とまとめられるのだが、司法当局がはじめて「第一次共産党」という呼称を使用したのは3・15事件直後であった。「秘密結社日本共産党事件ノ概要」（1928年4月13日鈴木内相持参）という文書<sup>7)</sup>には、「大正十二年六月秘密結社日本共産党検挙の後更に共産主義者等に依りて第二次共産党の組織せられ」、あるいは「大正十二年所謂第一次共産党検挙後」という記述があり、ここからは、すでに当局が第一次共産党事件で検挙された日本共産党と、3・15事件で検挙された日本共産党とを区別していたことがわかる。

ところで、1920年代後半には日本社会主義運動史についての歴史的研究が現れてくるのだが<sup>8)</sup>、改造社刊行の雑誌『社会科学』が、1928年2月に刊行した臨時増刊号「日本社会主義運動史」に収録された青野季吉「震災前後二三」では、「第一次日本共産党」という呼称がはじめて使用されている。以下に、青野の記述を引用しておく。

第一次××××× [日本共産党] の歴史は、一ケ年を多く出でない短い歴史であるが、日本における社会主義運動の全連鎖においてそれを眺めると、明らかに、一つの転回点をつくった重要な歴史である。即ち、その後に発展してきた謂ゆる無産

階級の政治運動，政党組織運動は，第一次日本共産党の歴史を知ることなくしては，理解することの出来ないものである<sup>9)</sup>。

「第一次共産党」の党员であったうえ，解党後に設立された共産主義ビューローにも創設メンバーとして関与していた青野が「第一次日本共産党」という呼称を使用し，その独自の歴史的意義をも3・15事件の直前にすでに認めていたのである<sup>10)</sup>。

このように，「第一次共産党」の関係者によってその独自の歴史的意義がすでに自覚されていたとすると，その直後の3・15，4・16事件の取り調べ過程で「第一次共産党」という呼称が誰によって，そしてどのように使用されていたのかということが重要となってくるだろう。なぜなら，「第一次共産党」という把握は，司法当局によって取り調べの便宜上なされたものである以前に，当事者自身によってその歴史的意義の自覚をもってなされていた把握だったからである。そうだとすると，「第一次共産党」の当事者たちと司法当局との駆け引きのなかで，「第一次共産党」という把握がいかにか構築されていたのかということが明らかにされねばならないということになる。次節では，この点について検討を行ってゆこう。

## 1.2 3・15事件，4・16事件における「第一次共産党」関係者の供述

3・15事件，中間検挙，4・16事件によって検挙された「第一次共産党」関係者には，徳田球一（1928年2月検挙），佐野学（1929年6月検挙）ら再建共産党员に加え，再建共産党と無関係であった荒畑寒村（1928年6月検挙）も含まれており，これら三者の供述内容は「第一次共産党」の成立をめぐる事実関係がどのように語られていったのかを知るうえでの興味深い材料となっている。以下彼らが残した聴取書・予審訊問調書をもとに，「第一次共産党」成立についての「事実」確定をめぐる司法当局と被告側の駆け引きを明らかにしてゆこう。

荒畑はその第1回聴取（1928年12月28日）から，「第一次共産党」解党の経緯や自身と再建共産党とが無関係であることを供述していた<sup>11)</sup>。荒畑がはじめて「第一次共産党」という呼称を使用したのは第3回聴取（1929年1月31日）<sup>12)</sup>であり，以降の供述では一貫して「第一次共産党」という呼称を使用してゆくものの，その創立の経緯や具体的活動を述べることはなかった。一方で佐野は第9回聴取（1929年9月21日）で「大正十一年ノ夏頃組織サレタ日本共産党ニハ創立計画ニ私ハ参加セズ創立後ニ加入シタノデアリマスガ大体ノ事ハ知ツテ居リマス。此時ノ党ハ大正十一年ノ一月頃コンミンタンノ命

ヲ受ケタ支那共産黨員張太雷ガ日本ニ来テ堺利彦ヲ訪問シ共産党組織ヲ勸メタ結果党組織ガ計画サレ資金モ支給サレル様ニナツタモノデアツテ…」と、「1922年12月、佐野学が創立」という筋書きを覆す供述をしていた<sup>13)</sup>。直後の第1回予審訊問（9月24日）でも、佐野は1923年6月に検挙された日本共産党を一貫して「第一次共産党」と呼ぶが、当初はその活動を明らかにしてはいない<sup>14)</sup>。佐野が供述へと転じたのには、佐野文夫の供述が影響していた。佐野文夫第13回予審訊問（1929年11月18日）では、予審判事・藤本の「被告ハ大正十二年六月検挙サレタ日本共産党ニ関係ガアツタカ」との問いに、佐野文夫は「アリマシタ」と答えて、「君主制の廃止」を掲げた綱領「[22年綱領草案]」が存在したことを述べている<sup>15)</sup>。司法当局をして日本共産党検挙へと向かわせた最大の原因は、1928年2月に行われた第1回普通選挙で再建共産党が「君主制の廃止」というスローガンをはじめ公然と掲げたことにあったが、ここまで訊問を受けてきた「第一次共産党」関係者のうち「君主制の廃止」についての供述を行ったものはなく、佐野文夫の供述はもはや過去のものであったはずの「第一次共産党」に、再び司法当局の目を向けさせる重大な契機となった。

第1回以降中断していた佐野学の予審訊問は翌年1月5日に再開され、直後の第3回訊問（1月12日）では、予審判事・藤本の「第一次日本共産党ハ」との問いを受け、佐野は「大正十一年四、五月頃第一次日本共産党ガ堺利彦、山川均、荒畑勝三君等ニヨツテ組織サレタノデス」と創立の具体的な時期を示すとともに、綱領問題、黨員数、解党の経緯などを詳らかにし、「第一次共産党」が「1922年4、5月頃」から「1924年春」まで存在したことを明らかにした。この供述が「第一次共産党」の全容解明を試みる司法当局にとって武器となったことは疑いない。ところで、第1回予審訊問（1928年4月11日）以降、具体的供述を一切拒否し続けていた徳田球一は、第10回訊問（1930年1月28日）の冒頭、予審判事・藤本の「被告ハ治安維持法違反被告事件ノ記録ヲ読ンダカ」との問いに「読ミマシタ」と答える<sup>16)</sup>。この「治安維持法違反被告事件の記録」に誰の調書が含まれていたのかは不明だが、「1930年、佐野、鍋山、三田村、高橋らの調書をみせられた、わたしは内心おどろいた」という徳田の回想を踏まえるなら<sup>17)</sup>、ここには佐野の第3回訊問以降の調書が含まれており、佐野が「第一次共産党」の活動を詳述しはじめたことが徳田に方針を転換させる重要な契機となったのだと考えられる<sup>18)</sup>。こうして徳田は積極的に党史の供述を開始し、「一、第一次日本共産党時代 甲 第一次共産党生成準備期 乙 第一次共産党の成立及活動 丙 第一次共産党解体期」にわけて「其順ヲ追ツテ詳述」するに至った。徳田は第10回訊問では、「第一次共産党」

の創立大会が「大正十一年七月」に開催されたことや、極東諸民族大会（1922年1月）でコミンテルンより「天皇の廃止」を含む行動綱領を示されたことを、続く第11回訊問（1月31日）では、「第一次共産党」の解党決議がなされたのは「大正十三年三月」であったことを供述することになる<sup>19)</sup>。

このように、徳田によって語られた「第一次共産党」の歴史とは、「1922年7月」にはじまり「1924年3月」に終わるものであり、徳田は「君主制の廃止」問題の起点を、1922年末に起草された「22年綱領草案」ではなく極東諸民族大会へと求めたことにより、「第一次共産党」がその創立以来「君主制の廃止」を究極的目標としてきたことを司法当局の前で宣言したとも言える。荒畑第4回訊問（2月18日）では予審判事・秋山より徳田第10回・第11回訊問調書で明らかとなった事実関係の解明が試みられたが、荒畑が肯定した唯一の事実は「1922年7月党創立」のみであった。続いて行われた杉浦啓一（第4回，2月27日），鍋山貞親（第14回，3月26日），国領五一郎（第8回，5月26日）への予審訊問でも「第一次共産党」について問われ、彼らはみな徳田第10回・第11回訊問調書に端を発する「第一次共産党」という「記憶」を自明のものとしてその活動を供述するのだが、その契機はおそらく徳田の予審訊問調書を予審判事より「読まれた」ことにあっただろう。当時獄中にあった西田信春が「僕は同志の人々の調書から得た党の歴史についての知識が、吾々に与へる大きな教訓的意義について今更乍らに驚いてゐる」と中野重治に書き送っていたことから<sup>20)</sup>、司法当局が関係者の調書を獄中の被告たちに読ませていたことが明白であり、司法当局と徳田との協働によって形成された「記憶」が、司法当局の積極的関与により被告たちの間で共有されていったことがわかる。

「君主制の廃止」を謳う「第一次共産党」という「記憶」を自明のこととする被告たちのこのような供述は、予審終結決定書の記述に影響してゆく。「徳田球一外三十六名治安維持法違反被告事件予審終結決定書」<sup>21)</sup>（1930年4月8日）では、「大正十二年六月検挙セラレタル日本共産党（以下第一次日本共産党）ハ革命的手段ニ拠リテ我国体を変革シ…共産主義社会ノ実現ヲ目的トスル秘密結社ニシテ同十一年七月其創立大会ヲ挙ケ…」と、「第一次共産党事件」で検挙された共産党を「第一次共産党」と呼称するとともに、「国体の変革」＝「君主制の廃止」がその究極的目標であったことが明記され、ここに「君主制の廃止」を掲げた「第一次共産党」という「記憶」が被告側と司法当局との「合意」のうえに成立することになる。

だが、司法当局と被告側の思惑は異なっていた。司法当局にとっての「第一次共産党」

とは、治安維持法第1条に抵触する「国体の変革」という要求を掲げた起点として重要視されるべきものであり、司法上の問題としての「第一次共産党」については、すでに第一次共産党事件判決で決着がついていた<sup>22)</sup>。一方、被告側にとっては、次節で見る日本共産党公判闘争に明らかなように、「第一次共産党」から続く日本共産党の「歴史と伝統」を法廷の場で誇示することに最大の目的があったのである。

### 1.3 日本共産党公判闘争と「32年テーゼ」

3・15事件、中間検挙および4・16事件で検挙された者のうち、277名が東京地方裁判所での統一公判に付された。その開始にあたっては被告側が選出した法廷委員の代表陳述が行われることになり、その陳述内容についての打ち合わせが行われたのち、1931年6月25日より日本共産党公判闘争が開始された<sup>23)</sup>。党史陳述を担当した市川は、「所謂第一次共産党」、「解党時代」、「党再建と福本時代」、「党の根本的な再組織」に区分して党史を述べてゆく<sup>24)</sup>。ところで、加藤哲郎が「戦前期日本共産党にとって最大の合法的情報戦」<sup>25)</sup>として日本共産党公判闘争を位置づけているように、これは公開の裁判の場をかりたプロパガンダであり、その内容は傍聴者によって『プロレタリア科学』誌上に精力的に掲載されていった。そのことを踏まえて、ここでは、はやくも1931年11月には『プロレタリア科学』臨時増刊号「日本共産党公判闘争傍聴記号」が刊行され、第12回公判（7月30日）までの市川の党史陳述が知られるようになった点に注目したい。山辺健太郎編集の「速記録」は、被告・弁護人用として公判の弁護にあたった布施辰治がまとめたものであり、一般に流布してはいなかっただろう。その点、「傍聴記号」は発禁処分を受けたもののひろく流布したとされており<sup>26)</sup>、日本共産党公判闘争の内容を一般へと伝える意義を持った。

市川の陳述について注目すべきなのは、裁判長から「第一次共産党、その後の再組織如何」という問いが発せられているという点であり、「第一次共産党」という枠組がすでに司法当局と被告側にとって共通の前提であったことがわかる。だが、それに対する市川の答えが、「日本共産党は今日まで九ケ年の歴史を経ている」のであり「ブルジョアジーは日本共産党が幾度か別なものとして出来変わったものの様に言っている。それは決定書〔予審終結決定書—引用者〕にすら現れているが、徹頭徹尾欺瞞である」<sup>27)</sup>というものであったことは、「第一次共産党」を起点とする共産党の連続性こそが公判闘争のなかで被告側が主張しようとした事柄であったことを意味している。ともあれ、この「傍聴記号」の刊行によって「1922年7月創立、1924年春解党」という「第一次

共産党」像が一般へと流布することになった。

一方で、共産党は、1932年7月10日の日付と「日本共産党アジ・プロ部」の序文とを付した非合法文書として市川の党史陳述をまとめたものを刊行する（以下「アジ・プロ部」版とする）。その刊行の経緯について、犬丸義一は、「たぶん岩田義道の指導によって編纂し、序文をつけて出版したものです。弾圧下の当時の状況を反映して、白表紙本です。…これは「日本共産党小史」と呼びならわされていました。この本は党員やシンパサイザー（支持者）にある程度配られていた」と指摘している<sup>28)</sup>。

この「アジ・プロ部」版の序文に付された「1932年7月10日」という日付は重大な示唆を含む。第一に、これは「32年テーゼ」の日本語訳が日本の左翼メディア（『赤旗』・『プロレタリア科学』）に発表されはじめた時期であったことが、第二に、「第一次共産党」の起点を「1922年7月」とする説に立つと、これはそこから10年目にあたるものが挙げられる。加藤哲郎によれば、『赤旗』に「党創立記念日」を「1922年7月15日」とする記述があらわれるのは1932年7月5日付で刊行された82号からであり、また同誌に「32年テーゼ」の全文がはじめて掲載されるのは、その直後の7月10日付特別号であって、加藤によるなら「党創立記念日」の「発見」と「32年テーゼ」発表は「ワンパック」であったということになる<sup>29)</sup>。さらに、「32年テーゼ」の全文がはじめて『赤旗』に掲載された7月10日とは、「アジ・プロ部版」序文の日付にほかならないことを踏まえて言うなら、司法当局と被告側の「合意」によって成立した「第一次共産党」という「記憶」の流布も、これらと「ワンパック」であったと言える<sup>30)</sup>。つまり、「32年テーゼ」ではじめて示された「軍事的＝警察的天皇制」という現状把握の筋道に、「第一次共産党」を起点とする日本共産党「9ヶ年の歴史と伝統」という「記憶」を接合することこそが、この「アジ・プロ部」版の課題であったのである。「アジ・プロ部」版には市川の党史陳述の内容を要約した見出しが新たに付されており、その「(4)綱領問題」という見出しのもとには、「22年綱領草案」のうち「当面の要求」として掲げられた政治的要求10項目、経済的要求5項目、農業要求4項目、国際関係の要求3項目の計22項目が収録されたが、その政治的要求の筆頭に「君主制の廃止」があったことを再確認した意義は、「32年テーゼ」日本語訳の公表と密接な関係があったことは言うまでもない。「32年テーゼ」が要求する「軍事的＝警察的天皇制」との対決を先取りして「第一次共産党」が「君主制の廃止」要求を掲げていたという「記憶」は、ここから流布してゆくことになるのである。

ところで、1920年代後半から社会科学研究が興隆をむかえ、その到達点として『日

『本資本主義発達史講座』全7巻（岩波書店，1932-33年）が刊行されるが、『講座』には西雅雄「最近に於ける階級諸運動」と題する論考が含まれている<sup>31</sup>。西は3・15事件で検挙され、予審では「徳田外三十六名」のグループに属していた。ここで、西は「1922年7月、古くからの社会主義者、新しく台頭した×× [革命] 的労働者およびインテリゲンチヤを中心にして××××× [日本共産党] が成立した」ことを挙げ<sup>32</sup>、「所謂第一次××× [共産党] 事件」<sup>33</sup>、さらに解党と「書記局（ビューロー）」の設立までを述べている<sup>34</sup>。『講座』が当時の日本におけるマルクス主義的社会科学研究の集大成としてひろく読まれたことを考えると、この西の論考が共産党およびその関係者のみならず、再建共産党との関係を絶っていた「第一次共産党」関係者や一般読者へと与えたインパクトは非常に大きいものであったであろう<sup>35</sup>。とはいえ、1933年6月の佐野・鍋山の転向声明発表を契機とするその後の大量転向のなかで、1922年党創立以来の日本共産党の「歴史と伝統」という「記憶」が顧みられる余地は失われた。その「記憶」が甦るには、敗戦による共産党の合法化を待たねばならなかったのである。

## 2. 「記憶」の再構築——「党創立二十五周年記念カンパニア」——

### 2.1 敗戦と共産党の合法化

敗戦直後に合法化された日本共産党は、1945年12月1日に再建大会を開いて新指導部を発足させたが、「32年テーゼ」を金科玉条とし、獄中にあったために人民戦線運動の経験を持たなかった徳田ら獄中非転向者をその中核としていた。日本共産党は、「32年テーゼ」を抛り所とすることで戦前からの連続性を担保しつつ再出発することになったと言える。

その連続性を「党史」のかたちで担保しようとするものが、1946年10月に桐生暁書房より刊行された市川正一『日本共産党闘争小史』であった<sup>36</sup>。これは、前章で見た「アジ・プロ部」版を底本とし、編者例言と共産党書記長・徳田球一による序文とを新たに付したものであり<sup>37</sup>、その刊行は1922年7月にはじまる日本共産党の「歴史と伝統」という「記憶」を敗戦後において甦らせることになった<sup>38</sup>。同書では「アジ・プロ部」版と同様に、「第一次共産党」については「日本共産党の創立からいわゆる解党決議まで」という章で「いわゆる第一次日本共産党の創立とその闘争／六月検挙とこれに対する闘争／震災テロル（朝鮮人虐殺，亀戸事件）／解党決議」の順に述べられたが、この枠組が実質的「党史」として戦後の学問的研究をもある時期まで規定したことは、もは

や周知の事柄であろう<sup>39)</sup>。

一方で、再建後の日本共産党は黨員への「初歩的政治教育の急速な拡大」<sup>40)</sup>のために日本共産党党学校を設立し、その第1回卒業生を1946年9月に送り出していた<sup>41)</sup>。日本共産党党学校は「日本プロレタリア闘争史」(1946年7月1日)および「日本プロレタリア闘争史年表」(1946年7月5日)を作成しているが<sup>42)</sup>、これらの執筆者は党学校の実質的責任者であるとともに京都大学史学科を卒業した経歴をもち、後述する「党創立二十五周年記念カンパニア」のもとで編纂された「日本共産党闘争史早わかり」の執筆者でもあった小野義彦であったと考えて差し支えあるまい。これらの文書が日本共産党党学校での教育に使用されたことは疑いないが、まず「日本プロレタリア闘争史」は「講義案」とされ<sup>43)</sup>、「注意がき」として、「真の党史の講義は将来わが党の最高指導部が闘争の発展について中間的決算をなすであろう日まで保留されるであろう」としたうえで、これを『闘争小史』に補足的説明を加えたものであると付記している。「日本プロレタリア闘争史年表」では、明治維新から4・16事件(1929年)に至るまでの日本資本主義の発達や運動における歴史的事実関係が整理されているが、戦後ここではじめて「党創立記念日」が「1922年7月15日」と明記されたことは、『闘争小史』でもなお「1922年7月」としか記されていなかったことを考え合わせると、とくに注目に値する。ここに至って、「党創立記念日」は、さらに強く「32年テーゼ」に引きつけられるかたちで再発見されたのである。

そして、1947年2月に刊行された徳田球一・志賀義雄の共著『獄中十八年』(時事通信社)は、「1922年7月15日」を「党創立記念日」とする「記憶」を絶対化するうえでの決定的契機となった。その「まえがき」には、刊行の経緯として「1946年2月、時事通信社のおすすめで徳田、志賀の両人が前後四回にわたって口述したものをまとめたもの」<sup>44)</sup>と記されており、『闘争小史』の刊行と前後して準備が進められていたことがわかる。ここでは、日本社会主義同盟創立と極東諸民族大会開催が「第一次共産党」成立への前史として記されたうえで、「1922年7月15日、第一回大会を東京渋谷のある家の二階で開催」したことで「第一次共産党」が創立したという見解がとられていた。獄中非転向者としての徳田・志賀への関心と相まってひろくこの本が読まれたことで、「1922年7月15日」を「党創立記念日」とする「記憶」が、党関係者のみならず一般へと流布することになったと言える。

## 2.2 「党創立二十五周年記念カンパニア」

このように『獄中十八年』によって「1922年7月15日」を「党創立記念日」とする「記憶」が流布されるなか、1947年6月1日には片山哲を首相とする社会党首班の連立内閣が成立するが、それに先立つ5月末には社会党左派より、以降共産党との関係を断絶するといういわゆる絶縁声明が出されていた。1946年1月の野坂参三の中国からの帰国を契機とした社会党・共産党による民主人民戦線構想に明らかなように、敗戦直後から社会党左派と共産党とはそれなりの共闘関係を築いていたのだが、社会党が政権の座につくことでこの関係は崩壊することになったのである。この直後の6月12日付で日本共産党中央執行委員会書記局党二十五周年記念闘争委員会は、「党創立二十五周年記念カンパニアの方針」<sup>45)</sup>という文書を発行している。目前にせまっていた「1947年7月15日」を突如として「党創立二十五周年」として顕彰することになったことは、社会党首班の連立内閣の成立を眼前にした共産党が、自身と政権にある社会党との差異化をはかる必要性から生み出した戦略にほかならなかったのだと言えよう。

党本部がその具体的方策として掲げたのは、(1)7月15日の記念集会開催、(2)アカハタ特集号の刊行、(3)日本共産党の歴史を紹介するパンフレットの発行(担当・宣伝部)、(4)日本共産党史編纂資料を集める委員会の設置(担当・野坂)の各項である<sup>46)</sup>。このうち、(3)を実現したものが7月15日付で日本共産党中央執行委員会宣伝教育部刊行の『宣伝指針』特輯号として発行された「日本共産党の発展についての「おぼえがき」」<sup>47)</sup>(以下、「おぼえがき」とする)であった。これはもともと、前述したように小野義彦起草による「日本共産党闘争史早わかり」と題された文書であったが、これに徳田をはじめとする古参党员から数多い批判が浴びせられた結果、小野起草の文書に相当の手を入れたものが「おぼえがき」として公表されることになった経緯については、すでに知られている通りである<sup>48)</sup>。

その「おぼえがき」で、「第一次共産党」成立の前史として、日本社会主義同盟創立と極東諸民族大会開催とが語られている点は、『獄中十八年』と同様であった。だが、「自分自身の必要によって自己の革命勢力によって作りだした」と、日本国内の内在的要因から創立への機運が生じたことがとくに強調されている点は、「第一次共産党」の成立を一国史的枠組から捉えようとする志向性の最初のあらわれであった。また、党創立直後に採択された「22年綱領草案」において、「第一に天皇制廃止が明白にかかげられ」ていたことをここであらためて確認しているのは、1947年の2・1スト中止命令をはじめとする「逆コース」の進行と相まって、ふたたび「32年テーゼ」に象徴さ

れる絶対主義的天皇制という把握とその打倒とが前景化してきたためであろう。付言しておく、この「おぼえがき」の記述は、転向者および離党者にたいしては一方的断罪に終始しているが、これには佐野学・鍋山貞親・三田村四郎らによる共産党攻撃への反撃という側面があるのに加え、山川が理論的指導者であった社会党左派との関係悪化も影響していただろう。

ともあれ、1947年7月の「党創立二十五周年記念カンパニア」の実行によって、「1922年7月15日」が「党創立記念日」として確定され、その創立への道程が日本国内にあった内在的要因のみによって説明されたことで、現在の主権国家・日本において国会に議席を有する政党としての日本共産党の「歴史と伝統」という「記憶」が、戦前期にまでさかのぼって担保されることになった。そして、ここで整序された「記憶」が、党内・党外を問わず「第一次共産党」にかかわった人物の持つ「記憶」をも逆に規定してゆくことになるのだが、そのことを論じる前に、次節では党史資料委員会の成立とその活動について説明しておこう。

### 2.3 党史資料委員会の設立と党史編纂

前述の党創立二十五周年記念カンパニアの際に提起された、日本共産党史編纂資料を集める委員会の設立は、1947年の党史資料委員会設立によって具体化された。その委員長には志賀が任命されていたが、実務の多くを担ったのは酒井定吉・山辺健太郎の兩人であったという<sup>49)</sup>。また、酒井は「第一次共産党」関係者からの聞き取り作業を行っており<sup>50)</sup>、「日本共産党創立のころ」と題された文書には、1948年夏に集中的に行われたその聞き取りの記録が残されている<sup>51)</sup>。これには、橋浦時雄（7月11日）・浦田武雄（7月30日）・高瀬清（8月11日）・高津正道（9月）からの聞き取りが含まれるが、とくに1922年7月15日の「党創立記念日」前後の状況をめぐる橋浦・浦田・高瀬の発言を筆者が要約したものを以下に記しておく（高津は日本社会主義同盟解散時（1921年5月）までの事実関係についてしかここでは述べていない）。

#### ① 橋浦時雄

党創立大会は1922年7月頃、幡ヶ谷火葬場付近の某旅館で開かれた。出席者は、山川・堺・荒畑・高津・徳田・橋浦といった主なグループの代表者たちであった。

#### ② 浦田武雄

創立大会が開かれたのは1922年7月15日頃で、麻布霞町付近の某君の宅。…

出席者は水曜会から西雅雄・上田茂樹・徳田球一，ML会から堺・仲宗根，暁民会から高津・近藤・高瀬・浦田，LL会から荒畑，北郊ソヴィエトから橋浦，時計工から渡辺満三，関東機械工から杉浦らで（合計約14，5名），山川は創立大会には出席せず。第1回大会の議案は極東民族大会から帰国した徳田君と高瀬君…執行委員5人が選ばれた。委員長に荒畑が選出され，中央委員には堺・山川・橋浦・高津ら各グループの首脳者が選出される。

### ③ 高瀬 清

〔党創立までの経緯として，大杉栄とヴォイチンスキーの接触（1920年10月）・自身の極東諸民族大会出席（1922年1月）と帰国（1922年5，6月）に言及したうえで〕多分7月中旬，渋谷の天現寺と恵比寿の中程を右に登った坂の上の産婆の家の二階にあった高瀬の自宅で創立大会開催。出席者は山川・橋浦・高津・近藤・高瀬・西ら。荒畑・徳田は出席せずと記憶。

上に見るように，「1922年7月15日」から四半世紀後に語られた関係者それぞれの「記憶」は，ここまで錯綜したものだ<sup>52)</sup>。このうち，この時点で日本共産党の党籍をもっていたのは浦田ひとりであり（「50年分裂」を契機に離党），他のふたりはすでに日本共産党との関係を絶っていた。

これらの聞き取りをも参考にして執筆されたと考えられる「党略史草稿」<sup>53)</sup>（酒井定吉の筆跡による<sup>54)</sup>）は，1925年1月開催の上海会議までの党史を記したものの<sup>55)</sup>，「第一次共産党」成立をめぐる事実関係については，1921年夏の創立準備会発足・暁民共産党事件検挙・極東諸民族大会開催・「1922年7月15日」の党創立会議開催の順に述べられている。ここで注目すべきは，第一に，創立直後の執行委員が堺・山川・荒畑・高津・橋浦とされている点，第二に，ここではじめて「1922年7月15日」の創立会議開催の場所が「渋谷伊達町の一民家」と特定された点である。

第一の点については，『獄中十八年』で徳田が自身を創立直後の中央委員と記していたこととの矛盾が生じることになる<sup>56)</sup>。つまり，自身を中央委員であったとする徳田の「記憶」が，党内においても否定的に取り扱われていたことがわかる。第二の点については，酒井による関係者の聞き取りでは，創立大会開催の日付と場所をめぐる「記憶」はまちまちであった<sup>57)</sup>。にもかかわらず，「党略史草稿」で創立大会開催の場所が「渋谷伊達町」と特定されるに際しては，高瀬の言った「渋谷の天現寺と恵比寿の中程」が当時の「渋谷伊達町」にあたっていたことが決定的影響を及ぼしていたに違いない。

## 2.4 「第一次共産党」関係者の自伝・回想録の刊行

ところで、戦後間もなくから「第一次共産党」関係者は自伝・回想録を多く発表しているが、その嚆矢が前述した徳田・志賀の『獄中十八年』であった。続いて、近藤栄蔵『コミンテルンの密使』（1949年）・鍋山貞親『私は共産党をすてた』（1950年）・風間文吉『モスクウとつながる日本共産党の歴史』（1951年）といった、共産党を離れた人物によるものが相次いで刊行されることになる。注目すべき点は、第一に、すでにこの時期から「第一次共産党」という呼称が自明のものとして使用されている点、第二に、このうち鍋山・風間の著書では、「第一次共産党」について「1922年7月15日創立、1924年春解党」と明確に述べられている点、第三に、風間の著書では、その創立大会開催の場所が高瀬の「天現寺の自宅」と特定されている点である。

第一の点については、もはや「第一次共産党」という呼称が、1924年春解党した共産党を指すものとして一般的に使用されていたことを示している。問題は第二・第三の点である。再建共産党の最高指導者を務めた風間の著書には、近藤・佐野・鍋山・高瀬が協力しており<sup>58)</sup>、この時点で4・16事件までの党史を党外から叙述したものとしては、極めて価値が高いものである。同書では、なぜ創立大会開催の日付が「7月15日」と特定され、その創立大会開催の場所が高瀬の自宅と特定されることになったのか。そもそも、執筆協力者である近藤・佐野・鍋山・高瀬それぞれの「記憶」が、「7月15日」に高瀬の自宅で創立大会を開催したとして一致していたわけではない<sup>59)</sup>。ここで、彼らの「記憶」が統一されるうえで鍵となったのが、前述の「党創立二十五周年記念カンパニア」と、すでに酒井によって聞き取りされていた高瀬自身の「記憶」であった。すなわち、前者によって創立大会開催の日時が「7月15日」と特定され、後者によって創立大会開催の場所が高瀬の「天現寺の自宅」と特定されて、風間は以下に引用するように、近藤・鍋山・高瀬それぞれの「記憶」に配慮した、関係者の「記憶」の最大公約数的な見解をとることになる。

1922年7月15日、天現寺に間借りしていた高瀬清の部屋でコッソリとその産声をあげさせることになった。これを創立大会という人もあり、次の市川会議を正式の創立大会と主張する人もあるが、今は前説に従って話を進める。しかし、実質的には党創立準備委員の決定をしただけであるから、厳密に言えば規約等が問題となった市川会議を第一回大会とすべきであろう。日本共産党がその発足を古くせんがために時日を繰り上げている感が強いのであるが、その後の発展と直接つながってい

るという意味で、この時の会議を創立日とすることも満更意味のないわけではない<sup>60)</sup>。

ここで、「1922年7月15日」を創立記念日とし、その創立大会開催の場所を高瀬の自宅とする「記憶」が、党外においても確立したと言える。このことは、関係者の「記憶」を整序したという一面に加えて、党外から共産党の公式見解を補強する「記憶」を語ったという一面もあり、結果的に「1922年7月15日」に高瀬の自宅で創立大会が開催されたという「記憶」の正統性を党外から担保する役割を果たすことになった。そして、この「記憶」をふたたび党内外を問わずひろく流布させたのは徳田であった。『闘争小史』が1954年に大月書店より再刊される際、徳田の「日本共産党三十周年に際して」という小論が付されたが、ここでは、「1922年7月15日が、わが党の創立の日である」ことが明記されていた。ここにおいて、『闘争小史』の流布とあいまって、党創立記念日＝「1922年7月15日」という「記憶」は、もはや「神話」の域へと達し、以降の関係者の言説のみならず、研究者の思考をも規定してゆくことになる。

### 3. 「記憶」の神話化

#### — ポスト六全協における言論の解放空間とその閉塞化 —

#### 3.1 六全協と運動史研究の進展

1955年7月に開催された日本共産党第6回全国協議会、いわゆる六全協は、日本共産党の「50年分裂」を取束させるとともに、そこでは1953年10月に北京で徳田球一がすでに客死していたことも公表した。このように共産党が武装闘争路線を放棄して統一されたそのとき、国際共産主義運動に衝撃をあたえる未曾有の出来事が起こった。1956年2月のスターリン批判である。ソ連共産党第一書記・フルシチョフが秘密裏に報告し、その後ひろく世界に知られることとなったスターリン時代における個人崇拜、独裁政治、大粛清などの事実、日本共産主義運動の「歴史と伝統」を検証しようとする党内外の動きを加速させることになった。このように、スターリン批判を契機として日本共産主義運動の運動史的再検討がはじまってゆく。

運動史研究とは、小山弘健の指摘によると、「実践分野との直接のかかわりのなかからうみだされる」<sup>61)</sup>ものとして出発しており、とくに敗戦後における運動史研究は、再建された共産党が拠って立っている「32年テーゼ」の立場を自明の前提とするところ

からはじまっていた。その結果、「32年テーゼ」の理念に反する研究には容赦ない政治的圧迫が加えられることになったし<sup>62)</sup>、中立性を求められる歴史学辞典においても、「日本共産党」という項目は「32年テーゼ」の立場を自明の前提として執筆されていた<sup>63)</sup>。

だが、一方で小山は、「歴史学の分野で運動史研究が、日本の近代・現代史の研究の重要分野としてしだいに位置づけられていく」ことと対応して、運動史研究が「相対的独自性をもった独立の科学的活動の領域に変わった」という点を、1950年代後半の特徴として指摘している<sup>64)</sup>。運動史研究が、そのように学問的な進展をとげるうえで決定的な契機となったのは、前述の六全協とスターリン批判であった。小山によれば、「スターリン批判を動因として、戦前・戦後の労働運動・農民運動・社会主義運動・共産主義運動その他の全面にわたって、根本的な再検討・再評価が必至となり」、「1957年以後の歴史的研究とその成果には、こうした根本的再検討への姿勢があらゆる分野に現出してきた」<sup>65)</sup>。すなわち、六全協・スターリン批判を経て党の内外を問わず、比較的自由的な議論の応酬を可能とする言論の解放空間が成立したと言えるのであり、このような状況と呼応して、党内においても「党史」の再検討への気運が急速に高まっていったのである。

党史資料委員会発足当時のメンバーであった山辺健太郎が執筆した「綱領問題の歴史」は、党の理論的機関誌である『前衛』に掲載されたが（1957年7月～12月）、ここでは明治期以来の日本社会主義・共産主義運動の歴史がはじめて包括的に論じられている。しかしながら、「党創立記念日」については、前節で見た「1922年7月15日」説を踏襲しており、もはや党内においてこの日付がひろく定説として受け入れられていたことを示している。その一方で、やはり党史資料委員会の活動にかかわった渡部義通もこの時期、春日庄次郎・井之口政雄といった戦前からの黨員とともに「党史」編纂を試みており、これは「日本革命運動史」<sup>66)</sup>へと結実した。

また、この時期には労働運動史研究会が正式に発足しており（1957年）、渡部をはじめ大河内一男・塩田庄兵衛といった職業研究者によっても、「党史」を含む広汎な運動史の再検討への気運が高まっていた。さらに、前節で見た「32年テーゼ」を金科玉条とする硬直した歴史認識への批判的視点が、ここで提起されていたことにはとくに注目すべきである。たとえば、井上清「党の規律と研究の自由」は、『前衛』1957年9月臨時増刊号「日本文化の課題と展望」に掲載されたものだが、ここでは歴史研究への党の介入が手厳しく批判されている。また、同増刊号に掲載された山辺健太郎「主として社

会科学の問題について」は、「32年テーゼ」を歴史的事実関係の叙述へと機械的にあてはめてきたこれまでの日本資本主義分析のあり方を、正面からはじめて批判した画期的論考であった。

しかしながら、この言論の解放空間は、はやくも1957年の終わりまでにはその閉塞を迎えることになった。1957年8月末には、「日本革命運動史」編纂作業が突如打ち切られ<sup>67)</sup>、これと前後して翌年に予定されていた第7回大会で討議されるはずであった「党章草案」をめぐる党内言論への党の統制がはじまっていた。1958年7月、半年の延期を経て第7回大会が開催されたが、「50年分裂」後の武装闘争路線の理論的拠り所であった「51年綱領」がこの大会でようやく廃棄され、ここに党を大混乱へと陥れた「50年分裂」の後遺症が一応克服されたことで、党は宮本顕治を中核とする指導体制へと急速に舵を切ってゆくことになるとともに、言論の解放空間をリードした構造改革派の多くが党を離れてゆくことになるのである。

### 3.2 信夫清三郎『大正デモクラシー史』の刊行

1950年代後半以降、歴史学の分野では「大正デモクラシー」という呼称をもって、大正期の政治運動・社会運動を総括的に把握しようとする試みが提起されていた<sup>68)</sup>。その最初の体系的成果である信夫清三郎『大正デモクラシー史』の刊行（1954年-59年）は、歴史学の分野で「第一次共産党」の研究を進めるうえでの分水嶺となった。「第一次共産党」については第2・3巻で取り扱われ、ここにはじめてその成立から解党までの歴史が学問的に叙述された。その巻末に付された文献一覧を見ると、『闘争小史』や、近藤・鍋山・徳田・風間らの前述の回想に加え、「第一次共産党事件」の予審調書や、3・15、4・16事件の予審終結決定書といった官憲側史料も用いられており<sup>69)</sup>、この時期に閲覧可能であった史料を網羅して同書が執筆されたことがわかる。小山によるなら、本書によって「労働運動史研究のうえにもあたらしい一ページ」<sup>70)</sup>が開かれたのである。

だが、このように先駆的業績として評価される信夫も、「共産党は速成され、大正十一年七月十五日にひそかに創立の大会がひらかれた。大会の場所は、東京渋谷天現寺にある高瀬清の室であった」<sup>71)</sup>と、この時期までに党内外で形成されていた「1922年7月15日」を「党創立」とする「記憶」を踏襲していた。ここで信夫がいう共産党の「速成」は、荒畑寒村の回想に引きつけられた把握である。荒畑は1951年に『左の面々』（早川書房）という回想録を出しているが、そこには「すぐにも革命がおこるようにかんがえて、共産党速成論の火の手をあげたものである」という一文があった。だが、こ

ここで注意しておきたいのは、荒畑は「1922年7月15日」の党創立を認めてはならず、ただ「1922年夏」としていたことや、そもそも創立大会により「第一次共産党」が結党されたということも記していない点である<sup>72)</sup>。前節で見たように、「第一次共産党」関係者により「1922年7月15日」に、「渋谷天現寺の高瀬の室」で創立大会が開催されたとする「記憶」が「第一次共産党」関係者によって流布されてもなお、荒畑がそれを完全否定していたということには、「第一次共産党」当時の荒畑が党に占めていた重要な立場からしても、無視しがたい重要性があったはずである。だが、信夫がこの矛盾を問題としないまま、党創立記念日＝「1922年7月15日」説を流布させたことの問題は、あまりにも大きかった。

信夫は、「第一次共産党」の解党を決議した1924年の森ヶ崎会議についてもはじめて検討しており、その末尾を「かくて共産党は解党され、いわゆる第一次共産党は、一年半歳の生命を閉じた」<sup>73)</sup>という一文でしめくくっているが、このことは「第一次共産党」の存立期間が「1922年7月15日創立、1924年2月末解党」という「一年半歳」であったと認めたことにほかならなかった。つまり、日本共産党公判闘争のなかで政治的プロパガンダの意図をもって生み出された「第一次共産党」の「記憶」（1922年7月創立、1924年春解党）が、戦後間もなくの「第一次共産党」関係者によってあらためて「1922年7月15日創立、1924年春解党」と整合化されていたのを、ここで「資料的」根拠によって学問的に裏付けたことで、同書は「第一次共産党」という「記憶」の神話化に、はからずも寄与することになったのである。

「第一次共産党」史の研究を牽引し、のちにはじめて「第一次共産党」を主題とする単著を刊行することになる犬丸義一が、戦前期の日本共産党史全体の再検討を開始したのは、1959年夏のことであったという<sup>74)</sup>。その成果は、1961年に「日本マルクス主義の源流」として刊行されるが<sup>75)</sup>、その冒頭で、「日共六全協、スターリン批判以後、日本マルクス主義の再検討が叫ばれ、その歴史的検討も行われ、いろいろな業績が発表されている。…日本マルクス主義の発達について考える場合、その実践主体たる日本共産党の理論がどうしても中核になるが、日本共産党はまだ正式の党史をもっていない。（市川正一『日本共産党小史』は法廷陳述の性格上多くの制約をもっている）ここに困難がある」<sup>76)</sup>と、その執筆動機を述べていることは、言論の解放空間成立と当該論文発表の連動性を示唆している。だが、その犬丸においてもまた、「1922年7月15日」の創立大会開催が自明とされていることから、この「記憶」の神話化が学問的研究にもたらした影響の大きさがうかがわれる。

ところで、1962年5月付でまとめられた公安調査庁の調査資料『日本共産党史（戦前）』は、「第一次共産党」の創立にはじまる戦前の日本共産党の歴史を、「組織的な変遷」を軸として叙述したものであるが、そこでは、「第一次共産党」については、第二章「日本共産党創立から第一次検挙まで」で述べられている。このような同書の叙述の枠組は、共産党を監視対象とする公安側も『闘争小史』の枠組を自明の前提としていたことを示しているが、同書についてとくに注目すべき点は、党創立記念日として共産党が顕彰する「1922年7月15日」が、はたして事実であるかという点について疑義を差しはさんでいることである。同書によれば、「第一次共産党事件関係者は、この党結成の時期を極力あいまいにしようとした傾向が強く感じられる」のであり、党創立記念日を「1922年7月15日」としたのが、日本共産党公判闘争当時の獄中中央委員会であったことを、鍋山貞親の談話を引用して記している。さらに、「結党が渋谷区伊達町の高瀬清の下宿で行われたということについて、ハッキリした記録はない」とも指摘されており、党創立記念日をもつ政治的虚構性は、1962年の時点ですでに公安側にとって当然の了解事項だったのである。

## おわりに

ここまで、「第一次共産党」という呼称への含意をめぐるメタヒストリーの検討を進めてきたが、その検討によって明らかになった事実関係をまとめておくと、そもそも「第一次共産党」という呼称は、「1924年春」に解党した共産党を指す場合に用いられていた。だが、3・15、4・16事件検挙によって日本共産党の「歴史と伝統」を司法当局に突きつける必要から、「1922年7月」創立と、その創立以来「君主制の廃止」要求を掲げた「第一次共産党」という「記憶」が、徳田球一によって生み出されることになった。この「記憶」は、その後の日本共産党公判闘争を通じて獄中被告のみならず一般へと流布されることになったが、とくに、「32年テーゼ」日本語訳の公表によって、「第一次共産党」の掲げた「君主制の廃止」要求が、「32年テーゼ」の前提であった「絶対主義的天皇制の廃止」要求へと読み替えられたことで、「第一次共産党」が絶対主義的天皇制との対峙を先取りしていたという「記憶」が自明のものとして流布されてゆくことになった。

敗戦後、政権党となった社会党との対抗関係のなかから、ふたたび戦前期にまでさかのぼる日本共産党の「歴史と伝統」を担保する必要性が生じたことで、「32年テーゼ」

日本語訳発表と同時に「党創立記念日」と顕彰されていた「1922年7月15日」が、あらためて「党創立記念日」として再確認されることになった。そして、この日が「党創立記念日」と確定される過程で整序された「第一次共産党」という「記憶」が、党内外を問わず「第一次共産党」関係者の「記憶」を逆規定したことで、「党創立記念日」をはじめとする「第一次共産党」の「記憶」が神話として、関係者のみならずこれ以降の研究者の言説を強く長く規定してゆくことになった。

また、六全協とスターリン批判によって党内言論の解放空間が成立するなかで、戦前期からの「党史」を再検討しようとする気運が生じてきた。そのなかで「32年テーゼ」への批判的視点が党の内外を問わず形成されたことで、従来の「32年テーゼ」の無謬性を自明の前提とした「党史」叙述に対する新たな「党史」叙述の試みが生まれてきた。しかしながら、言論の解放空間の閉塞とともに、このような試みは圧殺され、徳田球一に端を発し、『闘争小史』によって整序された「記憶」が信夫清三郎によって「資料的」裏付けをもって確認されたことで、この「記憶」が正史としてひろく流布することになったのである。

このように、六全協とスターリン批判を経て、日本共産主義運動史が学問的研究の対象となるなかで、「第一次共産党」という「記憶」にはらまれる政治性は検討されることのないまま研究者一般に使用されるようになり、この「記憶」は現在もなおその思考を規定し続けている。ソ連邦の解体による新史料の公開により、「第一次共産党」についての研究水準が飛躍的に高まった今こそ、この「記憶」にはらまれた政治的虚構性をはぎとり、あらためて「第一次共産党」が有する歴史的位相を確定しなければならないだろう。

#### 注

- 1) 犬丸義一『第一次共産党史の研究 増補日本共産党の創立』青木書店、1993年、501頁。
- 2) 同前。
- 3) 加藤哲郎「「党創立記念日」という神話」、加藤哲郎・伊藤晃・井上學編『社会運動の昭和史』白順社、2006年所収。および同「国家権力と情報戦——「党創立記念日」の神話学」『情況』7巻3号、2006年5月。
- 4) 「堺利彦等 予審終結意見書」および「堺利彦等 予審終結決定書」、松尾尊発編『続・現代史資料2 社会主義沿革2』（みすず書房、1986年）、493-504頁。
- 5) 裁判の経過については、小田中聡樹「第一次共産党事件」（『日本政治裁判史録 大正』第一法規出版、1969年所収）、355-378頁で詳述され、ここに判決文も収録されている。また、

この判決文は大原社会問題研究所編『日本労働年鑑（大正13年度）』にも収録され、判決直後から本判決文が流布していたものと思われる。

- 6) 森長英三郎『史談裁判』日本評論社、1966年、211頁。
- 7) 山辺健太郎編『現代史資料16 社会主義運動3』みすず書房、1965年、1-14頁。
- 8) 小山弘健『日本社会運動史研究史論 文献目録とその解説』新泉社、1976年、29頁。
- 9) 青野季吉「震災前後二三」『社会科学』臨時増刊（日本社会主義運動史号）改造社、1928年2月、303頁。
- 10) 横瀬毅八（対馬忠行）「日本無産階級運動発達史（上）」（河上肇・大山郁夫監修、政治批判社編輯『マルクス主義講座』12巻、上野書店、1928年所収、ただし発行禁止となった）では、「第一次共産党事件」予審終結決定書を引用するとともに、「第一次××結成破壊以後…（マルクス主義を詐称しながら、益々その誤謬を深め、かつての日本××××××〔共産党創立—引用者〕の功績をマイナスにし今や社会民主主義の一翼と転じた「労農派」の諸君！これはひとごとではないぞ!）」と記されており、共産党周辺の人物からも「第一次共産党」を含意する呼称が使用されていたことにも注目すべきである。
- 11) 「荒畑勝三聴取書」, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B04013173000（第一画像目から）、日本共産党関係雑件/東京地方裁判所ニ於ケル共産党事件被告人聴取書 第三巻（外務省外交史料館）。
- 12) 同前。
- 13) 「佐野学聴取書」, JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.B04013170400（第一画像目から）、日本共産党関係雑件/警視庁ニ於ケル共産党事件被告人聴取書（外務省外交史料館）。
- 14) 「佐野学予審訊問調書」, 山辺健太郎編『現代史資料20 社会主義運動7』みすず書房、1968年、185-298頁。
- 15) 「佐野文夫予審訊問調書」, 注14) 前掲山辺編、371頁。
- 16) 「徳田球一予審尋問調書」, 注14) 前掲山辺編、66-76頁。
- 17) 徳田球一・志賀義雄『獄中十八年』時事通信社、1947年、57-58頁。なお、佐野・鍋山・三田村・高橋はのちに転向しており、徳田の回想には、転向者への遡及的評価という側面があることは否定できない。その一例として、鍋山が供述に転じたのは、1930年3月26日の第14回訊問以降のことであり、徳田の第10回訊問こそがその方針転換の引き金となったことに疑いの余地はないであろうことを挙げておく。
- 18) 加藤哲郎は、徳田の第9回訊問（1929年7月30日）に注目して、ここで予審判事・秋山に「読まされた」は枝恭二第4回予審訊問調書（1929年7月5日）と、その後「読まされた」と加藤が推測する是枝第7回予審訊問調書（1929年7月31日）の内容が、徳田が供述に転じた直接的契機であったとする。当時の是枝は「解党派」の主張に沿った供述を行っており、加藤は是枝調書にある「君主制の廃止」スローガンへの根本的疑問を述べた部分こそが、徳田をして「解党派」に対する本格的反論の必要」を抱かせたのだと指摘する（注3）前掲加藤「党創立記念日」という神話、38-40頁）。小田中聡樹は、「解党派」の

発生と「党組織を含め一切を供述した佐野文夫や北浦千太郎の予審調書のみせられて動揺しただちに自らも供述した佐野の態度」が、徳田の方針転換の背景であったことを指摘していた（「3・15事件、4・16事件」『日本政治裁判史録 昭和・前』、第一法規出版、1965年）。筆者も、「解党派」の発生が徳田に与えた影響が極めて大きかったことは当然であるとしても、徳田をして「第一次共産党」の具体的活動への言及をなさしめたという観点に限定するならば、佐野の供述が重大な契機であったと考える。

- 19) 「徳田球一予審尋問調書」, 注14) 前掲山辺編, 76-86頁。
- 20) 石堂清倫・中野重治・原泉編『西田信春書簡・追憶』土筆社, 1970年, 161-162頁。
- 21) 注7) 前掲山辺編, 95-182頁。
- 22) 付言しておく、この時期より、1923年6月の日本共産党検挙事件をさして「第一次共産党事件」と呼称することが一般的となってきたが、それは3・15、4・16事件（＝第二次共産党事件）との対比という文脈によったものと思われる。たとえば、社会思想社編『社会科学大辞典』（改造社、1930年5月）には細野三千雄の執筆により「共産党事件」という項目が掲げられ「第一次共産党事件」、「群馬及び長野共産党事件」、「第二次共産党事件」の細目へと分類されていた。
- 23) 公判の様様については注18) 前掲小田中, 190-215頁を参照。公判内容の速記録は、山辺健太郎編『現代史資料17 社会主義運動4』（みすず書房、1966年）にある。
- 24) 「日本共産党公判闘争代表陳述速記録（第8回）」, 注23) 前掲山辺編, 258頁。
- 25) 注3) 前掲加藤「国家権力と情報戦」, 73頁。
- 26) 注8) 前掲小山, 89頁。以下、「傍聴記号」の引用には、復刻版（法政大学大原社会問題研究所編「日本社会運動史料 機関紙誌篇」『プロレタリア科学』7巻、1980年所収）を使用する。頁数の表記は後者による。なお、「速記録」と「傍聴記号」の記述には、いくつかの重要な食い違いがみられる。「第一次共産党」期に即しては以下の二点を指摘しておく。第一に、第5回公判（7月14日）での佐野の「22年綱領草案」についての陳述であるが、「速記録」では「その思想を吾々は継承して居った」（140頁）、「傍聴記号」では「その後訂正された」（59頁）となっている。これは「22年綱領草案」の評価をめぐる重要な差異を生み出す。第二に、第9回公判（7月23日）での市川の党創立大会開催日時についての陳述だが、「速記録」では「1922年の7月に創立されました」（271頁）、「傍聴記号」では「1922年7月初旬創立された」（113頁）となっている。なお、本文中で後述する市川『日本共産党闘争小史』（桐生暁書房、1946年）に、この第二の部分の記述はない。
- 27) 注26) 前掲『プロレタリア科学』, 107頁。
- 28) 犬丸義一・小林栄三・飯塚繁太郎『「日本共産党の研究」の研究』徳間書店、1980年、36頁。
- 29) 注3) 前掲加藤「国家権力と情報戦」, 71頁。
- 30) 「党創立記念日」の問題をめぐる注目すべき事実として、市川『闘争小史』で日本共産党の創立日時は、公判廷での市川の陳述の通り、ただ「1922年7月」とされていることがある。最終的に「7月15日」と日時が確定されたのは、司法当局から「日付の確定」を求め

られた法廷委員会が、「ともかく記憶しやすい日」として「7月15日」と決定したためであったことを、加藤は鍋山や風間丈吉の回想から指摘する（注3）前掲加藤「『党創立記念日』という神話」, 41-42頁）。

- 31) 『日本資本主義発達史講座 第三部 帝国主義日本の現状』岩波書店, 1933年。
- 32) 西雅雄「最近に於ける階級諸運動」, 13-14頁。
- 33) 同前, 16頁。
- 34) 注32) 前掲西, 26頁。
- 35) とはいえ、『講座』執筆者のあいだで、「第一次共産党」という定義が必ずしも共有されていたわけではない。その一例として、『第四部 日本資本主義発達史資料解説』（1933年）に収録された細川嘉六「日本社会主義文献解説」では「第一次共産党」の成立を「1922年11月」として（65頁）、「第一次共産党事件」判決文を踏襲していた。
- 36) これ以前に、1946年2月には人民社より『日本革命運動小史』が刊行されていたが、これは戦時中に鹿地亘が関係した重慶の日本反戦同盟で使用していたテキストを底本としていた。その内容は、日本共産党公判闘争によって流布した「記憶」に立脚して、1922年7月党創立を自明のこととしていた。しかしながら、日本共産党は、1933年のスパイ査問事件についての同書の記述に疑義を差しはさんで同書の発売停止を要求しており、人民社もこの要求を受け入れている（『アカハタ』29号, 1946年4月23日）。
- 37) その刊行経緯について犬丸義一は「この本『アジ・プロ部』版非合法文書』は党员やシンパサイザー（支持者）にある程度配られていたのですが、その一冊を歴史家の羽仁五郎氏が保存していました。羽仁氏は1945年3月に北京で逮捕されますが、あらかじめ子息の羽仁進氏に、自分が逮捕された時には、適宜の処置をとるように頼んでおいた。そこで進氏が各種文献を庭に穴を掘って埋めておいた。その中にこの一冊が入っていたわけです。それが、戦後、市川正一の弟・義雄さんの暁明社から『日本共産党闘争小史』として出版されました」と述べている（注28）前掲犬丸・小林・飯塚, 36頁）。
- 38) 桐生暁書房版は1948年3月までに3版を数え、暁明社より改訂版および暁明文庫版が、さらに希望閣、大月書店（国民文庫版）からも出版され、1954年までに確認できた限りで9種のテキストが刊行されている。本文中で引用した編者例言は、桐生暁書房版のみに収録されている。
- 39) たとえば、京都大学国史研究室編『日本史辞典』（1954年）の「日本共産党」の項目には参考文献として『闘争小史』があげられており、1960年刊行の版においても同様であった。
- 40) 小野義彦「教育活動の強化のために」『前衛』14号, 1947年2月。
- 41) 和田淑子「党学校風景——日本共産党初級学校——」『民衆の旗』1巻6号, 1946年9月。
- 42) とともに慶応義塾大学図書館所蔵水野津太資料（以下、「水野資料」とする）所収。
- 43) 「日本プロレタリア闘争史」は、1946年4月15日より開講した日本共産党党学校（第2期）において、岡本正によって講義される予定とされている（『アカハタ』22号, 1946年3月16日）。
- 44) 徳田球一・志賀義雄『獄中十八年』時事通信社, 1947年, 2頁。

- 45) 『戦後日本共産党関係資料』不二出版, 2008年, リール5, コマ914-915。
- 46) 同前。
- 47) 注45) 前掲『戦後日本共産党関係資料』リール1, コマ301-305, および『知識と労働』5号, 知識と労働社, 1972年, 90-106頁。
- 48) 注47) 前掲『知識と労働』, 87頁。なお, 同書88-89頁には, 徳田の『「日本共産党闘争史早わかり」に対する意見』が収録されており, これによって小野の草案への徳田の批判の内容を知ることができる。
- 49) 筆者の犬丸義一氏からの聞き取り(2008年6月28日)によると, 党史資料委員会の設立直後に, 酒井・山辺の両者が戦前期からの党関係者を訪ねて全国各地をめぐり, 『無産者新聞』をはじめとする戦前期の出版物などを収集したという。
- 50) 正確な時期は不明だが, おそらく発足直後の党史資料委員会は, 戦前の党員にあてて党史資料についての依頼状を発送していた(「党史資料について「個人依頼状」発送名簿」, 注42) 前掲「水野資料」所収)。この名簿をみると, 総計144名に依頼状を発送しているのだが, そこには志賀・宮本顕治ら獄中非転向者をはじめ, 風間丈吉ら転向した元幹部など, 戦後革新陣営の枠組をこえた多様な関係者が出そろっていた。
- 51) 注42) 前掲「水野資料」所収。なお, この資料については, 「水野資料」を管理する寺出道雄教授による翻刻版(未公開)を参照した。
- 52) 『前衛』1963年1月号に掲載された高瀬「党創立のころ」は, 「1922年7月15日高瀬の間借りの部屋で日本共産党の創立会議が開かれた」ことを明記している。これが『前衛』に掲載される経緯について, その折衝に関与した犬丸義一の回想によると, 「もともと私[犬丸]が高瀬氏にお会いしたのは, 高瀬氏の回想記の出版計画の話が進んでいて, その関係で…山辺[健太郎]氏に連れられて…高瀬氏のお宅に伺ったのが最初であった。…1962年の春休みのことであった」(高瀬清『日本共産党創立史話』青木書店, 1978年, 206頁)とあり, 1962年春には, すでに高瀬の回想録がある程度執筆されていたことがわかる。さらに犬丸は「1922年7月15日の日本共産党創立大会の回想は, 当時の最高指導者山川均氏が否定しているだけに重要と私は判断」して, 犬丸よりその部分の回想を『前衛』に掲載するよう求めたという(同前)。この高瀬の回想が公になった時期は, 1962年7月にはじめての公式党史である『日本共産党の40年』を刊行し, 「1922年7月15日」創立説を党が採用した直後であったことから, この高瀬の回想が当時の高瀬の政治的立場をこえて, 党の公式見解として認められたことを示唆している。
- 53) 注42) 前掲水野資料所収。
- 54) 寺出道雄氏のご教示による。
- 55) 注47) 前掲『知識と労働』には, 本文中で論じた「おぼえがき」の草案となる文書(「日本共産党闘争史早わかり」)が, 当初小野義彦によって起草された際の原題は「党略史」であったとされている。「党略史草稿」の筆跡は酒井であったが, その表題頁に「筆者不明要調査」と記されていたことから, この「党略史草稿」が小野の起草による「おぼえがき」草案であった可能性もある。

- 56) この点について高津は、酒井による聞き取りと前後する1948年9月に公刊した回想のなかで、「日本共産党最初の五名の執行委員」として堺・山川・荒畑・橋浦・高津の名をあげ（高津正道「法衣を着た異端者」学生書房編集部『わかき日の素描』学生書房、1948年、114頁）、その10年後に発表した新たな回想では、「徳田球一は、第1回中央執行委員には入っておりません」と、徳田中央委員説を完全否定している（高津正道「暁民会前後の思い出」『労働運動史研究』12号、1958年11月、12頁）。
- 57) 「1922年7月15日」と日付まで特定したのが、このなかで唯一の黨員である浦田のみであったことは、「党創立二十五周年記念カンパニア」の影響を浦田が受けていたことを示唆する。
- 58) 風間丈吉『モスクウとつながる日本共産党の歴史（上）』天満社、1951年、7頁。
- 59) 以下、協力者のうちこの時点で自伝・回想録を公刊していた近藤・鍋山の当該部分の記述および、『獄中十八年』での徳田の記述を引用しておく。
- ① 近藤栄蔵『コムインテルンの密使』文化評論社、1949年。
- 日本共産党正式結成の機運は、暁民共産党事件以来急速に熟して、終に大正十二年二月四日、千葉県市川市一直園における第一回大会にまでこぎつけたのであるが…（177頁）
- この大会〔市川大会〕に先だって、日時は忘れたが、麻布の天現寺に近い、高瀬の間借りしていた家で準備会が開かれて、万端の手筈はそこで出来ていた（180頁）。〔市川大会で〕私が議長の席について開会を宣し、それから規約、綱領、運動方針等が原案（主として山川の執筆に成る前の準備会案を基礎とした）通り可決され、最後に役員選挙で堺利彦が中央執行委員長に満場一致可決、その他執行委員及び部長もそれぞれ決定された…（180頁）。
- ② 鍋山貞親『私は共産党をすてた』大東出版社、1949年。
- 私が大阪で組合活動を続けている間に、東京では、共産党の組織工作が着々と進んでいた。そしてついに、大正十一年七月十五日、東京渋谷の或民家で日本共産党が呱呱の声をあげたのである。そのときは、まだ大会に至らず、発起人会みたいなものであったが、とにかく、いちおう中央委員会なるものを成立せしめた。堺、山川、荒畑、高津、橋浦、吉川、徳田の諸氏である（57-58頁）。
- ③ 徳田球一・志賀義雄『獄中十八年』時事通信社、1947年。
- 1922年の7月5日に、日本共産党が誕生した。水曜会、木曜会、暁民会を中心に、そのほか共産主義者の小さなグループや個人があつまって組織することになった（32-33頁）。第一回の大会は1922年7月15日、東京渋谷のある家の二階でひらいた。このときはごく簡単な規約と、党の当面の仕事をきめた（33頁）。第一回大会では中央委員として堺、山川、荒畑、高津、橋浦、吉川、徳田の七人が選ばれ、堺が委員会の議長となった（33頁）。
- 60) 注58) 前掲風間、82頁。
- 61) 小山弘健『続日本社会運動史研究史論 その文献と研究の現状』新泉社、1979年、15頁。

- 62) その一例が、小山が渡部徹との共著で出版した社会経済労働研究所編『近代日本労働者運動史』（白林社、1947年）への党からの圧力であったが、その詳細については田中真人『一九三〇年代日本共産党史論』（三一書房、1993年）37-40頁で述べられている。また、同書によれば、この7年後に刊行された渡部の『日本労働組合運動史』（青木書店、1954年）もまた、共産党からの激烈な批判を受けたという。
- 63) たとえば、1954年に刊行された京都大学国史研究室編の『日本史辞典』にある「日本共産党」の項目（執筆者不詳）は、参考文献にあげられているように『闘争小史』に依拠した内容となっているが、とくに1930年代以降については、「運動はそれ〔弾圧―引用者〕にも屈せず続けられ、満洲事変前後の反戦闘争にすばらしい昂揚をみせた。敗戦後、はじめて合法政党となり、徳田球一・志賀義雄・野坂参三らを中心として急速に成長し、労働者階級の最強の政党として、数百万の支持者をもつに至った」と、「32年テーゼ」当時の運動を高く評価し、それを戦後へとつなげる叙述を行っていた。
- 64) 注61) 前掲小山、15頁。
- 65) 注67) 前掲小山、16-17頁。
- 66) 注42) 前掲水野資料所収。なお、「日本革命運動史」編纂の経緯については、渡部義通『思想と学問の自伝』（河出書房新社、1974年）、395-397頁に渡部の回想がある。
- 67) 『戦後日本共産党関係資料 解題・解説』不二出版、2008年、17頁。
- 68) 注61) 前掲小山、48頁。
- 69) 信夫清三郎『大正デモクラシー史』3巻、日本評論社、1959年、49-52頁。
- 70) 注61) 前掲小山、49頁。
- 71) 信夫清三郎『大正デモクラシー史』2巻、日本評論社、1958年、656頁。
- 72) 同前、171頁。
- 73) 注71) 前掲信夫、1014頁。なお、小山弘健・岸本英太郎編『日本の非共産党マルクス主義者』（三一書房、1962年）では、「かくて党は解体し、いわゆる第一次共産党は一年七ヶ月の生命をとじたのである」（同書、96頁）と、信夫の表現をそのまま踏襲している。同書第二章「山川均と大正期社会運動」の第三節は「方向転換と第一次共産党時代」と題されており、1960年前後より「第一次共産党」という呼称が一般に定着しつつあったと思われる。また、小山・岸本でその創立については、「1922年7月15日…日本共産党が結成され、堺・山川・荒畑・高津・吉川守邦・橋浦時雄らとその指導部をつくった」（同書、86頁）と記述されており、少なくとも中央委員の構成については「徳田中央委員説」を否定する見解に立っている。
- 74) 犬丸義一『日本共産党の創立』青木書店、1982年、319頁。
- 75) 犬丸義一「日本マルクス主義の源流」『講座 現代のイデオロギー2』、三一書房、1961年所収。
- 76) 同前、7-8頁。